

岡崎市監査委員公告第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施した定例監査等の結果は、別紙のとおりである。

令和5年3月30日

岡崎市監査委員	岡	島	讓
同	長	谷川	龍 伸
同	中	根	武 彦
同	井	町	圭 孝

## 定 例 監 査 の 結 果

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

### 2 監査の対象

上下水道局 経営管理課

上下水道部 総務課、サービス課、水道工事課、水道浄水課、下水施設課、  
下水工事課

### 3 監査の実施期間

令和4年9月29日～令和5年3月30日

### 4 監査の対象期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

### 5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

### 6 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

### 7 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項等が見受けられた。

#### 総務課

下水道敷占用許可に係る事務について、申請書に下水道条例第17条に規定された図面が添付されていないものがあつたため、同条例に準拠した適正な処理をされたい。

#### サービス課

下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の延滞金について、システムで管理がされていないことにより、延滞金の状況が随時把握できる体制ではなかつたため、適正な管理ができるよう対応されたい。

#### 下水施設課

一般廃棄物処理手数料の納付事務について、納期限を過ぎて納付しているものがあつたため、チェック体制を確立するなど適正な処理をされたい。